

◆目 標

安心して暮らせる福祉のまちづくり

◆方 針

少子高齢化のますますの進展に伴い、地域社会や家庭機能の変化、地域のつながりが希薄化し、地域の中では、生活困窮、虐待、引きこもり、消費者被害、災害時支援など、地域からの孤立を起因とするさまざまな生活課題が深刻化しています。

また、社会福祉法改正により、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の確保、財務規律の強化など、一層の社協組織の体制強化が求められ、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、これまで以上に、地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に、率先して取り組むことが重要です。

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、あらゆる生活課題へ対応するべく、在宅福祉サービス・介護サービスを総合的に推進し、地域住民、民生児童委員、福祉事業所、ボランティア・NPO団体や専門機関、行政などと、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりに取り組みます。

- 1 住民主体・住民参加による地域福祉推進
- 2 質の高い福祉サービスの提供
- 3 一人ひとりが自分らしく自立した生活が送れる支援体制づくり

◆事業の概要

1 法人運営

従来取り組みや、地域福祉において果たしてきた役割などを整理し、組織体制の強化・充実に努め、公共性・公益性の高い非営利団体としての特性を生かし、広く住民や地域の福祉ニーズの把握に努め、それらのニーズに柔軟に対応し、常に情報の開示を行い、事業の透明性を図る。

1) 法人の健全運営

複雑・多様化する福祉ニーズや経営課題に対応する役員体制の整備を行い、経営体制の基盤を強化し法人の健全運営を行う。

- ①理事会・評議員会の開催
- ②経理の適正処理
- ③諸規程整備による適正な法人運営
- ④社会福祉法人制度改革に基づく経営組織等の見直し

2) 職員体制の強化

多様な福祉課題に対応できる事業推進を図るため、職員体制の強化を行い、研修等により職員の資質および専門機能の向上を目指し、労務管理や福利厚生の充実に努め、働きやすい環境整備を行う。

- ①職員の充実に組織強化
- ②職員の処遇改善を図る
- ③職員の資質および専門機能の向上を図る
- ④職員研修の企画・実施

3) 財政基盤の確立

公的財源の見直しがすすめられる中で財政基盤の強化を推進し、適正な充当財源の検討をし、資金の適切な管理・運用に努め、ニーズに即した事業展開を図る。

自主財源	社協会費 ①一般 1世帯 1,000円 ②賛助 1口 5,000円 寄付金 共同募金配分金
事業収入財源	介護保険報酬等
公的財源	補助金 受託金

4) 研究・調査事業

福祉活動に関する各種調査・研究を実施し、住民の実態およびニーズを的確に把握するとともに、地域福祉・在宅福祉の活動展開の参考とする。

5) 社会福祉充実計画策定

社会福祉法一部改正による社会福祉充実計画を策定し、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、社会福祉充実残額を計画的有効に活用していく。

2 地域福祉推進事業

1 地域福祉推進事業

地域に根ざした住民の助け合い活動・ボランティア活動を通じて、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、それらを支えるボランティア人材の発掘と育成を行う。

また、地域の身近な相談窓口としてボランティア活動の拠点となり、ボランティア活動に関する情報提供や、体験や学習の機会を設け、行政や関係機関等との連携をより一層強化し、住民参加のまちづくりを支援する。

①お買い物サロン事業

内 容	一人暮らしをはじめとする高齢者世帯、障がい者世帯等を対象として買い物に支援が必要な方を送迎し、商店等の協力を得てミニスーパーの開設を行い、利用者やボランティアとの交流を通して、買い物と地域拠点の充実を図ることを目的とする。 月2回 第2水曜日・第4金曜日 地域交流施設 いずれも午前10時～午前11時30分
財 源	社協会費

②ボランティア推進事業（信濃町ボランティア・まちづくりセンター）

内 容	場所：社会福祉協議会 事務所内 時間：月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分 ボランティアコーディネート業務 ・相談・援助 ・情報提供 ・養成、育成 ・調査、研究 ・活動支援（ボランティア交流会開催ほか） ・ボランティア保険業務 ※掛金は助成制度あり ・意識啓発（ごみ拾い・エコキャップ回収運動ほか）
財 源	社協会費

③メンズ・カレッジ^{エン}～en～（男性地域参加応援事業）

内 容	定年または定年を迎える世代の男性を対象として、地域へ参加するきっかけづくりを行い、趣味や生きがいつくり、仲間づくりを支援する。（年3回）
財 源	社協会費・参加費

④ふれあいいいききサロン

内 容	昔ながらのお茶会を地域の方が主体となり開催することによって、地域で顔の見えるつながりを強め、仲間づくり、生きがいつくりにつなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・広域サロンの開催（富士里地区・古間地区） ・サロンへの助成金支給（要綱一部改正） ・サロン主催者交流会
財 源	社協会費・参加費

⑤生活支援体制整備事業

内 容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターの役割を担う。 <ul style="list-style-type: none"> ・信濃町生活支援サービス協議体運営補助 ・おたっしゅかい（ボランティア養成講座修了生）活動支援 ・ちょこっとお助けサポーター事業【新規】
財 源	町受託金

⑥福祉教育の推進

内 容	住民一人ひとりが地域社会の担い手として、自らの地域と福祉に関心を持ち、地域の課題を共有し、その課題解決のための方策を探ることができるよう、社会福祉についてともに学びあい、地域における共生の文化を創造し、地域の福祉力の構築をする。 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉体験教育の普及・実施 ②体験プログラムの開発 ③学校・公民館等との連携
財 源	社協会費

⑦車椅子対応車両の貸出

内 容	車椅子を利用している方や、日常生活を営む上で支障のある高齢者等車椅子対応の車両を貸し出し、利用者の外出や社会参加の促進を図る。（要綱一部改正）
財 源	社協会費・利用料

⑧戦没者追悼式

内 容	信濃町遺族会の協力のもと、戦没者に哀悼の意を捧げ、平和への願いを新たに する。 6月下旬 野尻地区
財 源	社協会費・参加費

⑨生活改善の支援

内 容	町と協議のうえ、はがき・のし袋等を販売し、地域で心のこもったおつきあいの 慣習を築くことができるよう支援する。
財 源	社協会費ほか

2 福祉人材育成事業

事業名	介護職員初任者研修
内 容	介護に関する知識・技術と、介護を実践する際の考え方のプロセスなどを身につけ、 介護の担い手となる人材を育成することで、地域の福祉人材の養成と質の高いサービスを 安定的に提供する。(長野県知事認定) ※隔年実施のためなし
財 源	受講料・社協会費

3 福祉団体支援事業

支援団体	住民が主体となって自立した会の運営ができるよう支援する。 信濃町遺族会 信濃町老人クラブ連合会 信濃町身体障害者福祉協会 信濃町手をつなぐ育成会 保護司会 長野中央少年警察ボランティア協会信濃町ブロック
財 源	社協会費

4 配食サービス（お楽しみランチ）事業

内 容	一人暮らし高齢者ならびに高齢者世帯等を対象に、毎週水曜日にお弁当を配達し栄養管理や安否確認を行うとともに、配達ボランティアとの交流を通じて孤独感の緩和を図る。 お楽しみランチ交流会
財 源	町受託金（利用料含む）・参加費・社協会費

5 友愛訪問事業

内 容	一人暮らし高齢者世帯への定期的（月1回）な訪問により、安否確認や生活相談を通じて、在宅での生活を維持することを目的とする。
財 源	町受託金

6 家族介護者リフレッシュ事業

内 容	在宅介護者間の交流や相談会を行うことにより、日頃の悩みや疲れを解消し、在宅介護を支援する。 6月中旬 施設見学 9月上旬 日帰り小旅行 11月中旬 体操教室 3月中旬 お茶会
財 源	町受託金・参加費

7 福祉用具貸与事業

内 容	在宅で用具の必要な方を対象として、用具の貸し出しを通じて、在宅での生活の維持を図る。 手動ベッド・車椅子・エアーマット・サイドテーブル等
財 源	町受託金・利用料

8 ふれあい昼食会事業

内 容	一人暮らし高齢者を対象に、温泉保養やレクリエーション、健康講座などを通して、社会参加と孤独感の解消を図ることを目的とする。 5月中旬 町長との懇談・レクリエーション 11月中旬 温泉保養 3月上旬 昼食交流・介護予防教室
財 源	町受託金・参加費

3 相談・貸付事業

地域で暮らす住民の様々な生活問題・ニーズに柔軟に対応するため、身近な窓口として社会福祉総合相談の充実・強化を図り、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言などを行うことにより、日常的な生活の支援をする。

また、生活困窮者の自立支援に向けて、実態の早期把握と適切な機関へのつなぎの役割を果たし、あわせて日常的な見守りや助け合いの体制づくりをすすめる。

1 総合相談事業

①心配ごと相談

内 容	日常生活のあらゆる相談に応じ、日常的な生活の支援をする。 社会福祉協議会窓口及び専用電話 信濃町社協心配ごと相談所開設 7月14日（金）、1月12日（金） 弁護士による無料法律相談所開設（年間3回予定） 運営会議開催 心配ごと相談員8名委嘱
財 源	社協会費

②日常生活自立支援事業

内 容	判断能力が不十分な方を対象として、日常生活を営む上で必要となる福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などを生活支援員が支援することにより、可能な限り自立して、社会参加ができるよう、人権を社会的に保護する。 生活支援員1名委嘱（平成29年4月～平成31年3月） ※町社協単独実施に向けて要綱整備
-----	--

③まいさば出張所設置

内 容	生活困窮者自立支援制度により、県内9ヶ所に長野県生活就労支援センターが設置された。センターが設置されていない郡部町村について、既存の相談窓口を活用した出張相談所の設置をおこなう。
財 源	長野県社会福祉協議会委託

④要援護世帯等支援事業

内 容	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等支援が必要な要援護世帯に対し、見守り・安否確認訪問や、緊急一時的に必要な食料支援等をおこなう。合わせて、長野県社会福祉協議会をはじめとした各関係機関との連携強化を図る。 ①配食支援 ②入浴支援 ③食料支援
財 源	社協会費

⑤福祉ネットワークづくり

内 容	各種関係機関や関係団体等と連携を図り、生活課題の発見や、地域での見守り・支え合い活動を促進し、地域全体での福祉ネットワークを構築する。
財 源	社協会費

2 災害見舞事業

内 容	火災ならびに自然災害等により被災された方へ見舞金を支給する。 住家（全壊・全焼・流失） 30,000円 （半壊・半焼・床上浸水） 10,000円 人身（死亡） 30,000円
財 源	社協会費

3 善意銀行貸付事業

内 容	低所得世帯へ生活資金等（限度額10万円）の貸付を行う。
財 源	善意銀行積立金

4 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等に対し、民生委員や県社会福祉協議会と連携をとりながら、無利子や低金利で資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。

資金名	内 容	対 象 者
総合支援資金	生活再建に必要な資金の貸付	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯
福祉資金	日常生活または自立生活に必要な資金の貸付	低所得世帯 高齢者世帯
教育支援資金	高校・大学等の就学に必要な資金の貸付	低所得世帯
不動産担保型生活資金	土地や建物を担保に生活を支援	低所得高齢者
臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付等開始までのつなぎ資金の貸付	住居のない離職者

4 共同募金配分金事業

毎年10月から実施される赤い羽根共同募金運動にて協力をいただく募金の一部を、次年度のさまざまな地域福祉事業に活用し、寄付者である住民が募金活動を通じて地域福祉活動に参加する意識を持ち、より一層の地域福祉向上を目指す。

1 高齢者福祉事業

①いきいきねんりのつどい

内 容	長年にわたり社会に貢献された70歳以上の方の長寿を祝い、ますます健康でいきいきと暮らせるよう開催する。(H28年度野尻・古海・熊坂地区、柏原地区で開催) 10月13日(金) 古間地区 11月10日(金) 富士里地区 アトラクション 保育園児の発表 演芸ショー(予定)
財 源	共同募金配分金・参加費

②いきいき年賀状

内 容	一人暮らし高齢者へ児童が作成した年賀状を配布し、心あたたまる新年を迎えられるようにする。
財 源	共同募金配分金

③いきいきご長寿フォト事業

内 容	100歳、99歳、90歳を迎える方のうち希望者を、社協だより(10月号)へ写真の掲載をし、健康で生きがいを持ち、心豊かな人生を送ることができるよう支援する。
財 源	共同募金配分金

④町長・老連杯ゲートボール大会

内 容	大会賞品への助成を通して、高齢者の健康促進ならびに社会参加の促進を図る。
財 源	共同募金配分金

2 障がい児・者福祉事業

①希望の旅

内 容	介護が必要な方や家庭の事情等により、普段外出することが困難な方を対象に、日帰り小旅行を通じて社会参加と自立促進を図る。 6月 高齢者対象 10月 障がい者対象
財 源	共同募金配分金・町受託金・参加費

②自然探勝会助成

内 容	町身体障害者福祉協会実施の自然探勝会（旅行）への助成を通じて、障がい者の自立と生活意欲の助長促進ならびに社会参加の促進を図る。
財 源	共同募金配分金

③障がい福祉理解促進事業

内 容	当事者や関係団体との協力を得ながら交流や、さらに充実した啓発活動をとおして障がい児・者福祉への理解促進を図る。 ・豚汁交流会の開催 ・お買い物サロンへの出店参加促進 ・ナイスハートバザール（製品展示販売会）の見学（信濃町共催） ほか
財 源	共同募金配分金

3 児童・青少年福祉事業

事業名	サマーチャレンジボランティア
内 容	小・中学生等を対象として、福祉理解啓発活動やボランティア体験を通じて、子どもの豊かな人間性を育むことを支援する。 7月下旬～8月上旬
財 源	共同募金配分金・参加費

4 住民全般福祉事業

①企画・広報事業

内 容	広報誌の発行およびホームページ等による情報発信を行い、常に住民の福祉意識の啓発・高揚を図る。 ・社協だより 年6回（奇数月）発行 ・ホームページ 随時更新
財 源	共同募金配分金

②ボランティア意識啓発事業（ごみ拾い）

内 容	ごみ拾いをつうじて、地域の一員であることを再認識し、環境を守る活動や、ボランティア活動への理解を深め、住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。 10月21日（土） ごみ拾い（北信五岳道路）
財 源	共同募金配分金

③社会を明るくする運動

内 容	犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、生涯学習フェスティバルにおけるうちわ配布を通して、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動の広報活動を行う。
財 源	共同募金配分金

④災害援護配分金

内 容	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水） 10,000円
財 源	共同募金配分金

5 介護保険サービス事業

介護保険制度の下、在宅介護における中核となるべく、法令を遵守し、制度改正に即応した良質できめ細やかなサービス提供をおこなう。また、利用者やその家族との信頼関係を築き、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供と合わせて、徹底的な経営管理を行い安定的な事業の経営に努める。

①苦情解決第三者委員の設置

内 容	福祉サービスへの満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図る。 第三者委員2名委嘱
-----	---

1 指定居宅介護支援事業

事業所名	信濃町社協指定居宅介護支援事業所（生活保護法指定）
目 的	在宅において日常生活を営むために必要な福祉・保健医療サービスを適切に利用できるよう、利用者とサービス提供事業者等との調整を行う。 また、サービスの継続的な管理、評価を行うことにより、利用者個人の尊厳を保持し、生活の質を高め、自立を支援する。
サービス提供時間帯	月曜日から金曜日（土日・祝祭日を除く） 午前8時30分から午後5時15分
職員体制	管理者 居宅介護支援専門員
サービスの内容	居宅介護支援

2 指定訪問介護事業

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）						
目的	要介護者等が可能な限り居宅において能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指し、利用者や家族が安心して生活できるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。 また、各関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。						
サービス提供時間帯	年中無休 午前6時30分から午後9時30分						
職員体制	管理者・サービス提供責任者・訪問介護員						
サービスの内容	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">┌</td> <td>特定事業所加算Ⅱ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">├</td> <td>介護職員処遇改善加Ⅴ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">└</td> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業</td> </tr> </table> 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA	┌	特定事業所加算Ⅱ	├	介護職員処遇改善加Ⅴ	└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業
┌	特定事業所加算Ⅱ						
├	介護職員処遇改善加Ⅴ						
└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減事業						

3 指定地域密着型通所介護事業

事業所名	宅老所こころ（生活保護法指定）						
目的	小規模で家庭的な雰囲気の中、利用者の安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとして、柔軟なサービスを提供する。						
営業日	年中無休 午前8時30分から午後5時30分						
定員	13名						
職員体制	管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・運転職員						
サービスの内容	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">┌</td> <td>サービス提供体制強化加算Ⅱ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">├</td> <td>介護職員処遇改善加Ⅴ</td> </tr> <tr> <td style="width: 10px;">└</td> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業</td> </tr> </table>	┌	サービス提供体制強化加算Ⅱ	├	介護職員処遇改善加Ⅴ	└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業
┌	サービス提供体制強化加算Ⅱ						
├	介護職員処遇改善加Ⅴ						
└	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減事業						

6 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法の下、それぞれの障がいの程度や状況をふまえ、居宅介護（ホームヘルプ）サービスの提供を行い、利用者の有する能力や適性に応じて、可能な限り自立した日常生活及び社会生活を営むことを目指し、入浴、排せつ、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。

事業所名	信濃町社協指定訪問介護事業所（生活保護法指定）
目的	居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく居宅介護を適切に提供する。
サービス提供時間帯	年中無休 午前6時30分から午後9時30分
職員体制	指定訪問介護事業に準ずる
サービスの内容	居宅介護 ①身体介護 ②家事援助 [福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ] 重度訪問介護（平成29年4月より休止予定）

7 他機関との共同推進

1 日本赤十字社事業の共同推進（日本赤十字社長野県支部信濃町分区）

内 容	詳 細
日本赤十字社活動資金運動	4月より募金活動
災害義援金・救援金	災害発生時、状況に応じて義援金・救援金を受付 〈現在受付中の義援金・救援金〉 東日本大震災義援金 熊本地震災害義援金 新潟県糸魚川市大規模火災義援金
災害見舞	火災ならびに自然災害等による被災者へ見舞金・毛布を支給 人身（死亡） 10,000円 住家（全半壊・全半焼・流失、床上浸水） 毛布1枚
にこにこ赤十字健康教室	65歳以上の方を対象として、誰にでも楽しめるプログラムを通して、高齢者の健康と安全についての知識を深め、健康で長生きできるよう支援する。（町内4地区開催2ヶ年に1回） 9月 野尻・古海・熊坂地区、柏原地区
赤十字奉仕団育成事業	町総合防災訓練への出動ほか炊き出し訓練等

2 共同募金事業の共同推進（長野県共同募金会信濃町委員会）

内 容	詳 細
赤い羽根共同募金の推進	10月1日より募金活動